

国保からの お知らせ



皆野町けんこう大使
み～な

医療機関の適正受診にご協力ください

病気やけがをしたときは国保の保険証を提示し、受診後に医療費の自己負担分を支払います。自己負担分は医療費の一部(2～3割)で、残りの医療費(7～8割)は国保が支払います。

国保が医療機関へ支払う財源は、皆さんが納める国民健康保険税と国などからの補助金です。医療機関を適正に受診することで医療費を減らすことができます。

○休日、夜間受診はよく考えましょう。

休日や夜間に開いている医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。緊急時などやむを得ない場合以外は、受診時間に気を付けましょう。お医者さんの負担になるといったデメリットがあります。

○活用しましょう こども医療でんわ相談。

休日や夜間の子どもの急な病気や心配なときは、電話相談ができます。対応してくれるのは小児科医師または看護師です。子どもの症状を伝え、どう対応したらよいか相談できます。

こども医療でんわ相談
#8000

○医療はコミュニケーションです。かかりつけ医を持ちましょう。

医師と患者の関係で一番大切なのはコミュニケーションです。信頼できるかかりつけ医を持ち、気になることがあったら、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

患者に合った治療計画や専門医への紹介など、適切な医療を受けることができます。

○やめましょう 同じ病気で重複受診。

複数の医療機関にかかると、医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬が体に悪い影響を与えてしまうことがあります。同じ病気で重複受診をする前に、かかりつけ医に相談することをお勧めします。

○薬のもらい過ぎ、薬の飲み合わせに注意しましょう。

薬が余っているときは医師や薬剤師に相談しましょう。

薬は飲み合わせによっては、副作用が出ることもあります。『お薬手帳』を活用して、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、チェックしてもらいましょう。



【特定健診の実施について】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言期間中は健康診査を行いません。受診券の発送は延期させていただきます。

介護保険適用除外施設に入所・退所されるかたへ

国民健康保険加入者のかたが、介護保険の適用除外施設に入所された場合、入所期間中は施設入所者にかかる国民健康保険税のうち介護分の納付が免除になります。

【届出が必要となるかた】

40歳～64歳の国民健康保険加入者で次に該当するかた

- (1) 介護保険の適用除外施設に入所したかた
- (2) 介護保険の適用除外施設を退所したかた

※適用除外施設に該当するかどうかは入所している施設にお問い合わせください。

【手続きに必要なもの】

- ・保険証
- ・入所期間が記載されている施設入所(退所)証明書
- ・マイナンバーの分かるもの(マイナンバーカードまたは通知カード)